

令和2年6月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和2年6月11日(火) 午前 9時30分から 10時25分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員 1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
7番 植松 博文
8番 笹古 時男
9番 池野 保
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
14番 藤田 博史
15番 鈴木 惠一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚
19番 伊藤 博

4.欠席委員

なし

5.議事

- (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- (2)令和3年度 県農業施策に関する要望事項について
- (3)委員の辞任について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め18番涌田充尚君、19番伊藤博君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審査から、議第26号 取消願いの報告についてまでの、計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
原田地区18番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ原田地区18番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は富士見台団地の東の端で、富士市立北中学校の北側です。その北側に新東名高速道路が通っています。譲渡人は申請地のすぐ北側に住んでいます。譲受人は譲渡人の子どもとその配偶者で、現在はアパートを借りて住んでいます。今回申請地に分家住宅を建てたいという申請を行っています。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 原田地区18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
原田地区18番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、吉永地区19番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ吉永地区19番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>場所は桑崎町内会のほぼ中心部にありまして、桑崎公会堂の隣です。譲渡人が申請地を町内会に寄付したいということで申請がありました。現地を確認したところ、申請地は野菜畑で、北側は道路と同じ高さですが、南側は石積みで70cmくらい高くなっています。町内会のために寄付したいということであり、問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願います。</p>
事務局	<p>本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>吉永地区19番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区19番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。</p> <p>次に、議案6ページの議第21号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案6ページ 朗読)</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。</p>
会長	<p>次に議案7ページからの報告案件について、事務局から説明願います。</p>

事務局	<p>はじめに議案7ページをご覧ください。 報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数3件。 次に議案8ページ及び9ページをご覧ください。 報第24号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数6件。 次に議案10ページをご覧ください。 報第25号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数3件。 次に議案11ページをご覧ください。 報第26号 取消願いの報告についてですが、事業計画が中止になったことによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。 今月の報告案件については以上です。</p>
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)
会長	<p>以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。 続きまして議事(2)「令和3年度 県農業施策に関する要望事項について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>別紙のA4用紙1枚の「令和3年度 県農業施策に関する要望事項」と書かれたものをご覧ください。こちらにつきましては、毎年農業会議を通じまして県に要望を行っているものとなります。ここ数年同じ内容で行っておりますが、有害鳥獣対策、特に鳥類への対策について引き続き要望を行っていくということでよろしいかご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。</p>
	(質問なし)
	<p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 原案にご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>ご異議がないようですので、原案のとおりとします。 以上で議事(2)「令和3年度 県農業施策に関する要望事項について」を終わりとします。 続きまして議事(3)「委員の辞任について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>突然のことになりますが、7番の植松委員より委員を辞めたいというお話がきております。詳細につきましては後ほど植松委員本人からご説明いただきますが、体調不良などではなく、地域的な問題とのことです。委員を辞めるためには、農業委員会の同意が必要となり、同意には委員の過半の賛成が必要となります。植松委員ご本人から事情を説明していただいたうえで、本人退席のもとご審議をお願いしたいと思っております。</p>
委員(報告者)	この度農協の理事の改選があり、次の理事の推薦を地域からいただきました。そ

の際、旧富士川町では農協の理事と農業委員は兼務できないという慣例があるため、農業委員を辞めるという条件で理事をお願いしたいということでした。6月24日の農協の総代会で正式に決まるのですが、すでに二度ほど事前協議を行っております。旧富士川町の慣例ということで正式な書類などは無く、当時決めた人の半分くらいが入れ替わっているため、その人達を呼んで農業委員が辞められない場合にどうすればいいのか相談することができず、かといって今の人達で兼務できるようにするという決断もできない状況です。仮に辞めた場合、次の入れ替えまで欠員になる可能性が高いとも説明しました。それでも決まったことは決まったこととしてそのようにするべきだという意見が出ています。私としてもどうすればいいのか分からなくなってきました。同じ旧富士川町選出の笹古委員から補足説明していただければと思います。

委員(意見者) 私もその会議に参加しております。植松委員が農協の理事になるにあたって、農業委員を辞めるという条件を付けられております。地域としては、農協の理事に専念してもらいたいのので、農業委員は辞めてほしいということを強く言われています。

事務局 それでは植松委員は一旦退席となります。

(7番植松委員退席)

事務局 事務局から補足させていただきます。植松委員から相談があり、農業委員と農協の理事は兼務できるかとのことでしたが、これについては国からできるという回答が示されています。なお、農業委員は地方公務員という扱いとなり、法律上の権限を与えられた以上、恣意的に進退を決するべきではないとされています。辞任に関しては社会通念上一般的な考えの中で様々なご意見があるかと思っておりますので、そのあたりを議論していただければと思います。

会長 このことにつきまして、ご意見等ございますか。

委員(意見者) 私も今度、農協の監事をやることになったのですが、農業委員はそのままということだったので、引き続き農業委員を務めることとなっています。

委員(意見者) 部農会の主な人に農地利用最適化推進委員をしている方がおり、その方も色々説明して植松委員を残してほしいという話をしているのですが、全然受け入れてもらえないので、少し大変かなと思います。

事務局 基本的に農業委員は地域を持たないこととなっており、中立委員2名を除いて各地域から推薦していただいているのは、富士市全体から偏りなく選ぶための措置であり、あくまでも富士市の農業委員として任命されています。そのため、中立委員以外の農業委員については、欠員が出たとしてもそのまま続行することは問題なく、どうしても支障がある場合については、補充を行うことはかまわないとされています。

委員(質問者) これは旧富士川地区独特の決め事なのでしょうか。また、いつごろからあるのでしょうか。

委員(意見者) 旧富士川町独特の決め事で、少なくとも富士市と合併する以前からの慣例となっています。

委員(質問者)	過去に見直し等は行われなかったのでしょうか。
委員(意見者)	見直し等は行われていません。兼務に反対する人には、慣例だからとする意見と、農協の理事に専念してもらいたいとする意見があり、投票を行うと大多数の人が反対となる状況です。
委員(質問者)	その地域の決め事のなかで話なのでしょうが、一般的な基準とどちらをとるかという事ではないのでしょうか。
会長	地域の慣例というものはすごく重く扱われるところと、今の世の中ですので、少し簡単にしようとするところに分かれると思いますが、富士川地区においては、前者だということではないのでしょうか。
委員(質問者)	元々農業委員と農協の理事が兼務できないとした理由はどのようなものだったのでしょうか。
委員(意見者)	昔のこのため、どのような理由かについては不明です。以前の人を集めて見直すことも検討されましたが、植松委員が現在の農協の理事や周囲の人の意見を聞き、農業委員を辞めることとしたため行われていません。再度地域で話し合ってもらったとしても、結論が変わることはないと思われま。
委員(意見者)	考え方としては、同じ富士市内で兼務ができる所とできない所に分かれるのは良くないため、植松委員に継続してやっていただくか、どうしても辞めなくてはならないのであれば、その分は欠員のままになるということを地区の方に納得していただく必要があるのではないのでしょうか。
会長	委員がおっしゃる通り、辞めたからすぐ次の人ということになる可能性があるのなら、そのあたりのことを理解してもらうため、今回は保留ということにさせていただき、植松委員は大変だとは思いますが、改めてそのあたりのことを地域で話し合っていた上で、次回改めて審議を行うということはいかがでしょうか。 (7番植松委員着席)
会長	先ほど審議をさせていただきました。任期の途中でありますし、農業委員は地方公務員であるということからも、すぐ次の方を選出することも難しい状況です。そのあたりのことを含めてもう一度地域で話し合ってください、その結果をもって来月改めて審議させていただきたいと思っておりますので、今回は保留とさせていただきます。大変ですけど、話し合いを続けていただきたいという結論に達しました。
委員(報告者)	ありがとうございました。私事にお時間をいただき申し訳ありませんでした。
会長	以上で、議事(3)「委員の辞任について」を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和2年6月11日

農業委員会会長

同委員

同委員